

福岡市保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、この補助金は、「教育支援体制整備事業費交付金交付要綱」（平成27年5月21日文科科学大臣裁定）第20条に基づき、「教育支援体制整備事業費交付金実施要領」（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定）の別紙3に定める「保育教諭確保のための幼稚園免許状取得支援」及び「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）の別紙「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に定める「保育士資格取得支援事業」を活用し、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設（以下「幼保連携型認定こども園等」という。）に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援し、もって子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園等 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の認定こども園法第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設をいう。
- (2) 施設長等 幼保連携型認定こども園等の設置者、施設長及び運営する法人その他の団体の代表者をいう。
- (3) 養成施設 幼稚園教諭を養成する大学やその他の施設をいう。

(対象施設)

第4条 対象施設（公立を除く。）は、第3条1項に定義する、福岡市内に所在する次の各号のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園。
- (2) 幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園、認定こども園等の施設。

(対象者)

第5条 平成26年10月1日から平成27年3月31日までに大学等において受講を開始した対象者は、福岡市内に住所を有し、対象施設に勤務する、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者。
- (2) 特例制度の対象者で、養成施設において必要となる教科目修得後、教育職員免許法施

行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について（通知）25 文科初第 592 号（平成 25 年 8 月 8 日）の規定により県教育委員会の教育職員検定に合格することにより幼稚園教諭免許状を取得する者。

- (3) 養成施設での受講（通信制，昼間，昼夜開講制，夜間，昼間定時制）により幼稚園教諭免許状を取得する者。
- (4) 幼稚園教諭免許状が交付された日から起算して 1 年間以上対象施設に勤務する者。
- (5) 対象施設での勤務開始後 1 年間に満たずに休職又は退職し再度当該施設等に勤務した者及び対象施設での勤務開始後 1 年間に満たずに他の対象施設に勤務を変更した者については，各々の勤務期間を合算し，本事業の実施期限までの間に合計 1 年間以上勤務することとする。
- (6) 過去に幼稚園教諭養成課程の科目の一部を修めなくて卒業した者で，その教科目を履修することで幼稚園教諭免許を取得する場合も本事業の対象とする。
- (7) 養成施設受講料等は，対象者が本事業の実施期限までに幼稚園教諭免許状の取得及び取得後 1 年間以上対象施設に勤務することが見込めない場合は，補助の対象としない。
- (8) 雇用保険制度の教育訓練給付等，本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けている場合は，本事業の対象としない。
- (9) 代替保育士雇上費の対象となる者は，対象者の幼稚園教諭免許状取得に伴い，受講料補助の対象となる保育士の代替として対象施設に雇い上げられた保育士とし，対象者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後，支払うことができるものとする。ただし，本事業の実施期限までに対象者が幼稚園教諭免許状の取得対象施設が見込めない場合は，補助の対象としない。

2 平成 27 年 4 月 1 日以降に大学等において受講を開始した者については，第 1 項（1）～（4），（6）～（9）及び以下の要件を満たすこと。

- (1) 幼稚園教諭免許状が交付された日から起算して 1 年間以上対象施設に勤務すること。ただし，補助金は幼稚園教諭免許状の交付後，当該対象施設に 1 年間以上勤務することを確認した後に支払うこととする。
- (2) 対象者が本事業の実施期限までに幼稚園教諭免許状が授交付及び対象施設へ勤務を開始しない場合は補助の対象としない。

（補助対象事業）

第 6 条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，次に掲げる事業とする。

- (1) 補助金を交付する対象となる施設（以下「対象施設」という。）に勤務している保育士が幼稚園教諭免許状を取得するために要した養成施設の受講経費
- (2) 対象者の幼稚園教諭免許状取得に伴い，代替として雇い上げた保育士（以下「代替保育士」という。）の雇用経費

（補助対象経費）

第 7 条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，次のとおりとする。

- (1) 養成施設受講料等

対象施設が対象者の幼稚園教諭免許状取得のために，養成施設の長が証明する養成施設に対して支払った入学料（養成施設における受講の開始に際し，当該養成施設に納付する入学金又は登録料），受講料（教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補

助教材費含む。)) 及び上記経費の消費税。

(2) 代替保育士雇上費

対象者の幼稚園教諭免許状取得に伴う代替保育士の雇上費。

- 2 補助対象経費のうち前項2号に関しては、幼稚園教諭免許状の取得に必要となる養成施設における単位修得にあたっての授業や試験等を受けるため、当該対象施設に勤務していない期間に代替保育士を雇用する場合の経費であるため幼稚園教諭免許状取得後の1年間以上の勤務に関わらず、補助するものとする。
- 3 次の各号に掲げる経費は、補助対象外経費とする。
 - (1) その他の検定試験の受講料
 - (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
 - (3) 補講費
 - (4) 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
 - (5) 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
 - (6) 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
 - (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等
- 4 入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、支払った費用として養成施設の長が証明する額又は養成施設等に対し振り込みを行ったことを金融機関が証明した額を対象とする。
- 5 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、対象としない。
- 6 交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象としない。
- 7 原則、対象施設が対象経費を負担すること。ただし、対象施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合は、この限りではない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が決定し交付することとし、次に定める補助率により算出された額を上限とする。

(1) 養成施設受講料等

補助金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2を補助対象とし、100千円を上限とする。

(2) 代替保育士雇上費

第5条第1項の対象者の大学等受講料等の補助金の交付を受けようとする施設長等については、1日当たり5,920円とする。

第5条第2項の対象者の大学等受講料等の補助金の交付を受けようとする施設長等については、1日当たり6,120円とする。

- 2 算定した補助額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(事業の実施計画書の提出)

第9条 第5条第1項の対象者の養成施設受講料等を負担し本事業を実施しよう

とする施設長等は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間に、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書(様式第1号。以下「実施計画書」という。)及び次の各号に掲げる確認書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類
- (2) 対象者が、養成施設に在学していることが確認できる書類

2 第5条第2項の対象者の大学等受講料等を負担し本事業を実施しようとする施設長等は、養成施設に入学した日又は養成施設からの受講許可を得た日のいずれか早い日（以下「受講開始日」という）の属する月の末日までに、実施計画書及び次の各号に掲げる確認書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類
- (2) 対象者が、養成施設に在学していることが確認できる書類

（事業の実施計画書の受理及び通知）

第10条 市長は、施設長等から前条の実施計画書が提出された時は、内容を確認し、必要な審査を行ったうえで、本事業の対象の可否を決定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書受理通知書（様式第2号。以下「受理通知書」という。）により、速やかに通知を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 前条の受理通知書により本事業の対象となり、補助金の交付を受けようとする施設長等は、受理通知書を受けてから1か月以内に、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申請を行った年度の次年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、当該年度の4月30日までに交付申請書を市長へ提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受理通知書の写し
- (2) 対象者が、対象施設に勤務していることが確認できる書類

（補助金の交付決定及び通知）

第12条 市長は、施設長等から前条の交付申請があった時は、内容を確認し、必要な審査又は調査を行ったうえで補助金の交付の可否を決定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、速やかに通知を行うものとする。

（実績報告）

第13条 第11条の交付申請を行った施設長等は、次に定める期日までに、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）により市長に実績報告を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により期日までに提出できない場合は、この限りではない。

(1) 養成施設受講料等

第5条第1項の対象者については幼稚園教諭免許状取得後、対象施設に勤務を開始した日から起算して1年間経過した日の属する月の翌月末日まで。

第5条第2項の対象者については、対象者が幼稚園教諭免許状取得後、対象施設に1年間以上勤務することが決定した日の属する月の末日まで。

(2) 代替保育士雇上費

第5条第1項の対象者については対象者が幼稚園教諭免許状を交付された日の属する月の翌月末日まで。

第5条第2項の対象者については、対象者が幼稚園教諭免許状取得後、対象施設に1

年間以上勤務することが決定した日の属する月の末日まで。

2 実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 養成施設受講料等

① 第5条第1項の対象者については、幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に1年間以上勤務したことが確認できる書類

第5条第2項の対象者については、幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に1年間以上勤務することが決定していることを確認できる書類

② 養成施設の長が発行する受講料等の領収書

養成施設の長が発行する領収書あるいはクレジットカード契約証明書（クレジットカードの対象者用控に養成施設が必要事項を付記したものを含む）

なお、領収書に訂正がある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。また、必要に応じて対象者が勤務する施設了承の上で写しを取り、確認後、原則として対象者が勤務する施設に返却する。

③ 対象者の幼稚園教諭免許状の写し

(2) 代替保育士雇上費

① 代替保育士が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

② 対象者の養成施設での受講期間に給与が支払われていることが確認できる書類

3 前項第1号に規定する領収書（又はクレジットカード証明書）には、次の事項が記載されているものとする。

(1) 養成施設の名称

(2) 支払者名

(3) 領収額（又はクレジットカード額）

(4) 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

(5) 領収日（又はクレジットカード日）

(6) 領収印

4 対象者が一時的に養成施設に受講料等を支払った後、後日対象者が勤務する対象施設が負担し、実績報告をする場合は、当該施設の施設長等が当該対象者に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

5 対象者が免許取得後、勤務する対象施設を変更し、当該施設の施設長等が、第10条の受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等になって養成施設受講料等を負担し、実績報告をする場合は、現在勤務する施設の施設長等が、受理通知書により本事業の対象となった施設の施設長等に養成施設受講料等を支払ったことを証明できる書類を添付するものとする。

(補助金の確定、通知及び交付)

第14条 市長は、実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めた場合は、職員をして、申請を行い又は本事業の適用を受けた対象者が勤務する対象施設に立ち入らせ、帳簿その他の物件の検査若しくは関係者への質問を行わせることができるものとする。

2 対象者が勤務する施設長等が、正当な理由なしに前項に掲げる調査を拒んだ場合は、申

請を却下し、又は既に市長が行った決定を取り消すものとする。

(申請の変更)

第16条 施設長等は、交付決定通知書の通知を受けた後、実施する事業内容等を変更するときには、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金変更交付申請書(様式第7号。以下「変更交付申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第17条 市長は、前条の申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第8号。以下「変更交付決定通知書」という。)により、施設長等に通知を行う。

(申請の取り下げ)

第18条 補助金の交付の申請をした施設長等は、交付決定通知書を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業補助金交付取下書(様式第9号。以下「交付取下書」という。)により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の決定取消し及び返還)

第19条 市長は、本事業の決定を受けた施設長等が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第20条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした施設長等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、本事業の適用を受けた施設長等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したものの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(事業の実施期限)

第21条 第5条第1項の対象者の事業の実施期限は、平成26年10月1日から平成27年3月31日までに養成施設において教科目の受講を開始した者について、幼稚園教諭免

許状の交付を受けた日から起算して対象施設において1年間勤務した月の末日又は平成29年3月31日のいずれか早い日とする。

2 第5条第2項の対象者の実施期限は、受講開始日を起算として2年を経過した日の属する年度の3月31日とする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日から平成26年9月30日までに受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日から平成27年11月30日までに受講を開始した者が、本事業の要件を満たす場合は、対象とする。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。